マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画

1. マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク認識・協調				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	国のリスク評価書	マネロン、テロ資金供与及び拡散金融に対する理解を向上させるため、リス	令和3年末	警察庁、財務省、金融庁、法
	の刷新	ク評価手法の改善等によって、国のリスク評価書である犯罪収益移転危険度		務省、外務省、その他関係省
		調査書を刷新する。		庁
(2)	マネロン・テロ資	「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、マネロン、テ	実施中	警察庁、財務省、金融庁、法
	金供与・拡散金融	口資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定・推進する。		務省、外務省、内閣官房、そ
	対策政策会議の設			の他関係省庁
	置			
(3)	国の政策策定	刷新された犯罪収益移転危険度調査書に基づき、マネロン、テロ資金供与及	令和 4 年春	警察庁、財務省、金融庁、法
		び拡散金融対策に係る国の政策を策定する。		務省、外務省、内閣官房、そ
				の他関係省庁
2. 金融	機関及び暗号資産交換	&業者によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督		
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	マネロン・テロ資	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する監督当局間の連携の強化、	令和 4 年秋	金融庁、その他金融機関監
	金供与・拡散金融	適切な監督態勢の整備するほか、リスクベースでの検査監督等を強化する。		督官庁
	対策の監督強化			
(2)	金融機関等のリス	マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定すると	令和 4 年秋	金融庁、その他金融機関監
	ク理解向上とリス	ともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図		督官庁
	ク評価の実施	ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施さ		
		せる。		
(3)	金融機関等による	取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理	令和6年春	金融庁、その他金融機関監
	継続的顧客管理の	などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。		督官庁

	4 4 4 4					
	完全実施					
(4)	取引モニタリング	取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、	令和6年春	金融庁		
	の共同システムの	取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用				
	実用化	して国民の理解を促進する。				
3. 特定	3. 特定非金融業者及び職業専門家によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督					
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等		
(1)	監督ガイドライン	マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定すると	令和 4 年秋	警察庁、特定非金融業者及		
	策定・リスクベー	ともに、適切な監督態勢を整備するほか、リスクベースでの検査監督を強化		び職業専門家所管行政庁		
	スの監督強化	する。				
(2)	特定非金融業者及	マネロン・テロ資金供与対策義務に関する周知徹底を図り、リスク理解を向	令和 4 年秋	警察庁、特定非金融業者及		
	び職業専門家に対	上させる。この他、マネロン・テロ資金供与対策の強化の一環として、継続的		び職業専門家所管行政庁		
	するリスク評価・	顧客管理及び厳格な顧客管理措置、疑わしい取引の届出の質の向上に取り組				
	顧客管理強化等	む。				
4. 法人	、信託の悪用防止					
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等		
(1)	法人・信託の悪用	法人及び信託がマネロン・テロ資金供与に悪用されることを防ぐため、法人	令和 4 年春	法務省、警察庁		
	防止	及び信託に関する適切なリスク評価を実施し、リスクの理解を向上させる。				
(2)	実質的支配者情報	全ての特定事業者が、期限を設定して、既存顧客の実質的支配者情報を確認	令和6年春	法務省、警察庁、特定事業者		
	の透明性向上	するなど、実質的支配者に関する情報源を強化する。		所管行政庁		
		株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を	令和 4 年秋			
		証明する制度を今年度中に開始するとともに、実質的支配者情報を一元的に				
		管理する仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して利用の促進等の取組みを				
		進める。				
(3)	民事信託・外国信	信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支	令和 4 年秋	法務省、その他関係省庁		
	託に関する実質的	│ │配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施	1			

	支配者情報の利	する。		
	用・正確性確保			
(4)	法人・信託に関す	都道府県警や国税庁等の法執行機関向けに、法人及び信託の実質的支配者情	令和 4 年秋	警察庁、財務省及びその他
	るガイダンス作成	報に適時にアクセスするためのガイダンスを作成する。		関係省庁
(5)	特定非金融業者及	全ての特定非金融業者及び職業専門家に実質的支配者情報の確認を含む顧客	令和 4 年秋	警察庁、特定非金融業者及
	び職業専門家の顧	管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じる。		び職業専門家所管行政庁
	客管理の実施			
5. マネ	ロン・テロ資金供与の)捜査及び訴追等		
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	マネロン罪の法定	組織的犯罪処罰法について検討し、所要の措置を講じる。	令和 4 年夏	法務省、内閣官房
	刑引上げ			
(2)	マネロン罪の捜	重大・複雑なマネロンの更なる捜査・訴追や、マネロンの起訴率の向上のた	令和 4 年秋	法務省、警察庁
	査・訴追の強化	め、タスクフォースの設置、各種通達等の発出等を行い、これらを踏まえた		
		捜査・訴追を実施する。		
(3)	捜査・没収の強化	犯罪収益や、マネロンに関連する犯罪供用物の押収・没収・追徴を適切に実	令和 4 年秋	法務省、警察庁
		施するため、リスクが高い分野に関する犯罪収益追跡捜査、没収・追徴及び		
		その保全の積極活用、没収の執行強化を行う。		
(4)	税関の対応強化	国境での現金の差し止めを強化するとともに、現金の輸出入情報の警察庁へ	実施中	財務省
		の共有を促進する。		
(5)	テロ資金等提供罪	テロ資金提供処罰法について検討し、所要の措置を講じる。	令和 4 年夏	法務省、内閣官房
	の強化			
(6)	テロ資金等提供罪	テロ資金等提供罪の捜査・訴追に関する関係省庁の連携強化のためのタスク	令和 4 年秋	法務省、警察庁、その他関係
	の捜査・訴追の強	フォースを設置し、テロ資金等提供罪の捜査・訴追に取り組む。		省庁
	化等	また、テロ資金供与のリスク理解向上のため、当局及び特定事業者への周知		
		を実施する。		

6. 資	6. 資産凍結及び NPO				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等	
(1)	資産凍結措置の範	制裁対象者に支配される者等の資産凍結を実施するとともに、外為法による	令和 4 年夏	【外為法】	
	囲の拡大と明確化	資産凍結措置の範囲を告示等により明確にする。また、国際テロリスト財産		財務省、経済産業省	
		凍結法についても検討し、所要の措置を講じる。		【国際テロリスト財産凍結	
				法】	
				内閣官房、警察庁、その他関	
				係省庁	
(2)	遅滞なき資産凍結	国連安全保障理事会制裁委員会等による資産凍結等の対象となる個人・団体	実施中	外務省、財務省、警察庁	
		の指定後遅滞なく資産凍結措置を行うため、告示の発出プロセスを迅速化す			
		る。			
(3)	特定事業者による	特定事業者のモニタリングなどにより、第三者が関与する制裁対象者との取	令和 4 年秋	財務省、特定事業者所管行	
	資産凍結措置の執	引の防止を含め、資産凍結措置の執行を強化する。		政庁	
	行の強化				
(4)	大量破壊兵器拡散	国連安全保障理事会決議等で指定された大量破壊兵器拡散に関わる居住者の	令和 4 年夏	内閣官房、警察庁、外務省、	
	に関わる居住者の	資産凍結を実施するための法制度の整備について検討し、所要の措置を講じ		財務省、経済産業省、その他	
	資産凍結	る。		関係省庁	
(5)	NPOのリスク評価	NPO がテロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスク	令和 4 年春	内閣府、文部科学省、厚生労	
	とモニタリング	ベースでモニタリングを実施する。		働省、外務省、警察庁、財務	
				省	
(6)	NPO への 周知	高リスク地域で事業を実施する NPO の活動の健全性が維持されるよう、テ	令和 4 年春	内閣府、文部科学省、厚生労	
		口資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。		働省、外務省、警察庁、財務	
				省	